

第24回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年5月15日（水）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（20人）

農業委員

1 番 埤田 定
2 番 熊野 茂公
3 番 宮内 昭壽
4 番 河村 晴夫
6 番 田村 尚利
7 番 出穂真奈美
8 番 鬼武 敬子
9 番 繁本 武紀
11 番 山本 忠男
12 番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1 番 小田 博
2 番 城 俊治
3 番 末岡 博
4 番 國弘 久男
5 番 西村 隆裕
6 番 秋山 孝
7 番 西岡 正信
8 番 弘田 靖
9 番 久保田 等
10 番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員

（2人）

5 番 小林 勉
10 番 藤本 準一

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第24回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、農業委員5番 小林 勉 委員、10番 藤本 準一 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、2番 熊野 茂公 委員、4番 河村 晴夫 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、2件でございます。

番号1からご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は埼玉県在住の個人で、譲渡人は申請地の近くに住まいの個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の北西約2kmの大字岩田立野に位置する1筆で、登記地目は田、面積は21㎡の自作地です。

太陽光発電事業へ参入するため、事業に適した用地を探していた譲受人と、当該用地の管理に困難をきたし処分を考えていた譲渡人の要望が合致し本申請に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、南北を JR 山陽線、他を山林、河川で分断された集団性の無い農地で、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないことから第 2 種農地と判断いたします。第 2 種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、隣接する同一所有者の雑種地が事業のメインになります。申請地と共に取得し事業に供するということで問題ないものと判断します。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当の熊野委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

熊野委員、補足説明をお願いします。

2 番

今、事務局から説明がありましたとおりで特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。
(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の番号 1 は、原案のとおり決定いたしました。

事務局

それでは、番号 2 についてご説明申し上げます。

本件は賃貸借による一時的な転用についての許可申請でございます。

申請者ですが、借り受人は広島市に本店を有す建設業を営む法人の山口支店で、貸付人は市内に住まいする個人です。

申請のあった土地は、JR 山陽本線岩田駅の北西約 200m の大字岩田に位置する 1 筆で、登記地目は畑、面積は 364 m²の自作地です。

昨年大雨で崩壊した、申請地に隣接する JR 線路用地の法面の復旧工事の工事ヤードとして使用するため、本年 8 月末までの期限付きで許可申請されたものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、JR 山陽本線岩田駅から半径 300m 以内に存在する農地で、過去に農業公共投資等もないことから、第 3 種農地と判断いたします。第 3 種農地は申請があれば原則許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、工事ヤード、資材置場としての一時的な使用であり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですので問題ありません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が工事ヤード、資材等置場であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

また、一時転用に必要な事業完了後の現状復旧についても誓約書の提出がされております。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当の弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

弘田委員、補足説明をお願いします。

推進 8 番

今、事務局から説明がありましたとおりで特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号の番号 2 は、原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

平成 31 年度 2 号です。新規が 1 件、3 筆で面積は 2,490 m²、更新が 2 件、2 筆で面積が 2,400 m²、合計では 3 件、5 筆で 4,890 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 つづいて報告事項にまいります、報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回の届出の件数は、7 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局
長専決により受理いたしました。

つづいて報告第 2 号「非農地証明について」です。

証明願の件数は 2 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか 2 名の委員さんと、事務局 1 名による現地調
査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証
明書を交付しました。

以上でございます。

議長

只今の報告第 1 号、及び第 2 号について、質問、意見等がございまし
たらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの
で、御了解いただきたいと存じます。

以上で第 2 4 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和元年 5 月 1 5 日開催の第 2 4 回光市農業委員会総会の議
事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印